

企画競争実施の公示

令和7年6月18日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書を受け付ける。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「アジアをターゲットとしたプロモーション事業（動画制作・発信）」

テーマ：妖怪・怪談

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和8年2月27日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、鳥取県、島根県又は鳥取県及び島根県内の市町村において入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構 プロモーション部

住所：〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail：sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL：0859-21-1502 / FAX：0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成について

①企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定

②その他

・上記の2. 企画競争参加資格要件（1）から（4）を満たすことが分かる書類（企画競争参加資格確認書）を事前に提出すること

提出期限：令和7年6月25日（水）17時00分（必着）

提出場所：（1）に同じ。

提出方法：メールにより電子データで提出の上、必ず電話すること。

（3）企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年7月2日（水）17時00分（必着）

提出場所：（1）に同じ。

提出方法：メールにより電子データで提出の上、必ず電話すること

（4）ヒアリング実施の有無 無

（5）契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約書作成の要否 要
- （3）本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
 - ・概算予算額：2,000,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）
- （4）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- （5）提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由があっても特定しないものとする。
- （6）提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- （7）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として企画提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先：3. (1)に同じ(担当：小林)
 - ・ 問い合わせ方法：電子メール
 - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3. (2)②に記載の提出期限前日まで
 - ・ 回答について：企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールにて回答する
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和7年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「アジアをターゲットとしたプロモーション事業（動画制作・発信）」

テーマ：妖怪・怪談

2. 実施時期

契約締結の日～令和8年2月27日

3. 業務目的

本事業では、山陰地域の観光資源の一つとして注目されている「妖怪・怪談」をテーマとして、デジタルパス（DAJP=Discovery Another Japan Pass）の提携施設を関連付けたプロモーション動画を制作し、機構の SNS アカウント等から発信する。制作にあたっては JNTO の縦型ショート動画制作マニュアルを活用すること。

4. 業務の内容

本事業では、山陰における「妖怪・怪談」のコンテンツとして、主として水木しげるおよび小泉八雲の世界観を取り上げた動画コンテンツを作成する。ただし、特定のキャラクターや作品を単体で紹介するのではなく、山陰の風土や自然環境、人々の暮らしに根ざした背景から、妖怪や怪談がどのように生まれてきたかという視点を重視し、地域の世界観を体感できる構成とすること。なお本事業は、機構が紹介するアドバイザーとの協議・助言を踏まえながら進行するものであり、制作に際してはアドバイザーの意見を参考にしつつ、打ち合わせを通じて動画の方向性や内容を調整すること。

あわせて、以下のいずれかの施設を DAJP の対象施設として、動画内で関連付けて紹介すること。紹介方法は、直接的な施設の映像・ナレーションに限らず、ロケ地や文脈的な登場などでもよい。

- ・小泉八雲記念館
- ・小泉八雲旧居
- ・水木しげる記念館

なお、映像の撮影地、構成等については受託者の企画提案を踏まえ、当機構と協議の上で最終決定する。

以上をふまえ、以下の業務を実施すること。

- ・短尺縦型ショート動画作成 ※発信・広告出稿については、当機構で行う。
2本（各30～60秒程度）×4言語（繁体字、簡体字、英語、韓国語）
配信媒体はFacebook、Instagram、YouTube Shorts、RED等を想定すること。

5. 目標と成果の指標

【アウトプット】

短尺縦型ショート動画作成数

- ・機構の SNS での縦型ショート動画作成数：各 2 本×4 言語

配信媒体：Facebook、Instagram、YouTube Shorts、RED 等を想定すること。

【アウトカム】※発信・広告出稿については、当機構で行う。

短尺縦型ショート動画発信

- ・機構 SNS の総リーチ数：24,000 リーチ以上

(SNS 配信媒体：Facebook、Instagram、YouTube Shorts、RED 等)

上記のアウトカムを達成できる魅力のある動画を作成すること。

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

ア. 本事業で制作した動画 8 本

イ. 事業実施報告書 (A4 版) 1 部 (紙媒体)、及びその電子データ

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

ア. 令和 8 年 1 月 30 日 (金)

イ. 令和 8 年 2 月 27 日 (金)

なお、作成にあたっては、以下について留意すること

- ①事前に機構監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

(1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること

(2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること